

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 富山県

農業委員会名： 魚津市農業委員会

### I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数（戸）
総農家数	695
自給的農家数	270
販売農家数	425
主業農家数	55
準主業農家数	77
副業的農家数	297

※ 2020農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数（人）
農業就業者数	1,152
女性	512
40代以下	66

※ 2020農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	59
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	3
農業参入法人	15
集落営農経営	28
特定農業団体	2
集落営農組織	26

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,780	151				1,930
経営耕地面積	1,132.7	103.8	58.4	45.4	0.05	1,236.5
遊休農地面積	7.60	0.00	0.00			7.6
農地台帳面積	1,854.4	184.5				2,038.9

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、2020農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	11

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,930 ha	899.9 ha
課 題	高齢化、人口減少などの影響により、農家においても、担い手不足が深刻化しており、離農を希望する者が増加し、農地の出し手は増加傾向にあり、今後、今まで以上に耕作されない農地が増加すると予想される。 一方で、農地の受け手は、営農組織の立ち上げや法人化の動きが若干あり、少なからず、農地の集積が進むと予想されるが、基盤整備未実施など、営農組織が受け得ることができる農地の絶対量が不足している状況にあり、農地の受け皿となる担い手（特に法人営農組織）の確保ができないと、農地の集積が進まない状況にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 998.6 ha	(うち新規集積面積 49.4 ha)
		目標設定の考え方：最適化交付金の交付基準（単年度目標面積：98.7ha）
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積の斡旋、仲介：随時</li> <li>・人・農地プランの見直し：農閑期</li> <li>・農地の集積、貸付等の意向調査：随時</li> <li>・情報提供活動：随時</li> <li>・意見交換会の開催：3月</li> </ul>	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	2 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	0.0 ha	4.9 ha
課 題	新規に農業経営を行うためには、技術の習得、資金や農地の確保、経営手法の確立など様々な課題がある。 日常的に交流を持つ機会が多い地域農家や同業者から指導や情報交換が営農技術の習得や情報入手のベースとなるため、各種研修会への参加の機会を設けたり、初期投資にかかる資金を確保しやすいような融資や補助事業の取組みにより、安心して農業経営ができる環境を整えることが必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない（欄の最も右が昨年度）

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	10.0 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営改善に関する指導、相談：随時</li> <li>・情報提供活動：随時</li> <li>・意見交換会の開催：3月</li> </ul>		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入  
 ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	1,930 ha	7.60 ha	0.39%
課 題	<p>農業者の高齢化、後継者不足などにより、新たな担い手に引き継がない農地が耕作ができず、更には保全管理もされなくなり、遊休農地化している状況にある。</p> <p>遊休農地の解消、耕作放棄地の復元等は、繁茂した草や雑木等を刈払いするだけの対応では、再び遊休農地化することが懸念される。</p> <p>また、長期間放棄された農地を農作物等の栽培可能な状態まで復元するには、ある程度の期間を要することから、令和3年3月に作成した実質化された人・農地プランを基本に、農地所有者、中心経営体等と協議を重ね、遊休農地発生防止に取り組む必要がある。</p>		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.9 ha			
	目標設定の考え方：前年度と同様の目標（過去5年の解消面積の平均×0.9）			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25人(及び事務局員4名)	8月～9月	10月～12月
	調査方法	実施時期		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地情報等の洗出し及びデータの取りまとめ：5～7月</li> <li>・利用状況等調査実施計画の策定：7～8月</li> <li>・利用状況等調査の実施：8～9月</li> <li>・実施結果の取りまとめ：10～11月</li> <li>・利用意向調査の実施：11～12月</li> </ul>		
		体制		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月～12月	1月～2月		
その他	<p>国や県の補助事業を積極的に活用して、地元関係者と連携を取りながら遊休農地の有効な活用法を考えていく。</p> <p>中山間地域にあると考えられる山林化した農地を重点的に非農地判断する。</p>			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
		1,930 ha
課 題	<p>農地台帳に掲載されている農地であっても、現況が農地でないものが多々ある状況にある。</p> <p>これらについては無断転用の疑いもあるが、対象農地が多いことから、今後所有者などに確認を行うとともに、是正を含めた適切な指導を行い、あるべき姿に近づくよう努めていく必要がある。</p> <p>また、無断転用のうち悪質なものについては、運用通知に基づく県への報告などを行い、厳正な対処を行うことも検討する必要がある。</p>	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロールの実施：8～9月</li> <li>・改善、復元等に向けた是正指導：10～3月</li> <li>違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取り</li> <li>・違反転用の発生防止に向けた取組：12月</li> <li>リーフレット等による周知</li> </ul>
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入